

労働安全衛生法施行令の一部改正のお知らせ — 特定化学物質 1 物質追加 —

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令が出ましたのでお知らせいたします。

何卒、ご高承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 施行日 平成25年10月1日から
- 対象業務 1, 2-ジクロロプロパン（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）洗浄・払拭業務に常時従事する労働者
- 検査項目 診察、問診、血清総ビリルビン、AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GTP、ALP

詳細は厚生労働省ホームページ（以下）等をご覧ください

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130909K0041.pdf>

